

令和 8 年 度

長生小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事

図面番号	図 面 名
E - 1	特記仕様書①
E - 2	特記仕様書②
E - 3	特記仕様書③
E - 4	特記仕様書④
E - 5	特記仕様書⑤
E - 6	附近見取図・配置図
E - 7	屋外電気設備図
E - 8	キュービクル及び電灯盤結線図
E - 9	引込開閉器盤・空調制御盤・動力盤結線図
E - 10	1 階平面図
E - 11	2 階平面図
E - 12	立面図

阿南市 教育委員会 教育部 教育総務課

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項													
11. 撤去時の資機材残置の防止	⑫ 交通安全管理	・足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	一 章 一 般 共 通 事 項	・建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 ＝また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全量写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ・受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ・再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ・建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ・建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ・建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード	⑭ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。 ＝また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。															
		⑬ 発生材の処理等				◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び価値材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びD票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり）、なし。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト含有成形板の除去（レベル3） ・養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外周足場（種類：、仕様枚布、D= cm、シート種類：） 仮囲い高さ：H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類：脚立足場） 養生種別（【床】養生シート張り 二重張り シート厚0.15mm 【壁】一重張り シート厚0.08mm） ・工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ・除去箇所一覧表 <table><tr><th>階 数</th><th>場 所</th><th>箇 所</th><th>建 材 種 別</th><th>面 積</th></tr><tr><td colspan="5">既設外壁貫通、既設外壁への支持材設置（E－1 0 図面）参照</td></tr><tr><td colspan="5"> </td></tr><tr><td colspan="5"> </td></tr></table> ・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。	階 数	場 所	箇 所	建 材 種 別	面 積	既設外壁貫通、既設外壁への支持材設置（E－1 0 図面）参照									
階 数	場 所	箇 所	建 材 種 別	面 積																	
既設外壁貫通、既設外壁への支持材設置（E－1 0 図面）参照																					

	阿南市富岡町トノ町1 2 番地 3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 長生小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事 ●図面名 特記仕様書②	●縮尺 NON ●年月 令和8年6月	設 計  図 面 番 号 E-2
--	---	---	---------------------------------	--

第二章
電気設備工事
特記事項

①官公署その他への届出手続等

◎本工事に必要な官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1>1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。

◎官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

2. 技能士

・技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士または二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工 コンクリート圧送施工	・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・構造物鉄工作業
コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	ブロック建築 ・エーエルシーパネル施工	・コンクリートブロック工事作業 ・エーエルシーパネル工事作業
防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777シート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	・内外装板金作業 ・スレート工事作業
金属工事	内装仕上げ施工 建築板金	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
サッシ施工	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
建具工事	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工	・金属カーテンウォール工事作業 ・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーベット系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業
配管工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントハンドマーカー工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

◎管工事及び電気工事の工事区分は、E－1 0 図面の工事区分表による。

④ 施工条件

◎施工条件は下記による。
・施設の使用に影響のある、振動、騒音、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施行できない。
また、休日においても施工管理者から作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
・平日の午前7時3 0分から8時までの間は通学時間と重なる為、工事車両は通行しないものとする。
なお、その他の時間においても行事等の関係から通行禁止の要望がある場合は、工事車両の通行を禁止する場合がある。
・現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
・施設内での行事（イベント）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
・施工時間は、原則8:30～16:30までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。
・本工事は、完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者・受注者・施設管理者の3者立会いの下、現場及び書面の確認（簡易）を行うので、受注者は、日頃の書面整理に努めておくこと。
・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
・特例需要場所（四国電力送配電網）申請は、受注者がおこなうこと。また、特例需要場所に伴う送配電改修費（四国電力送配電網）への負担金）は受注者が支払うものとする。発注者は、特例需要場所に伴う送配電改修にかかった費用の全額を変更契約により受注者へ支払うものとする。

◎発生材の処理等は、受注者側で適切に処理すること。

◎発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

◎産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	車両	所在地 処分地	運搬距離 (km)
アスファルト 路盤 コンクリート(有筋)	県南クリーン(有)	2 t	阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1	6.7

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」（以下「優良産業廃棄物処分業者」という。）であることを示す。

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
なお上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

・建設発生土の処理は次のとおりとする。
◎構内敷きならし

・構内の指示場所（図示）に集積

・構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で（・行う（箇所） ・行わない）
なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
構外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
・最終処分場の指定
排出土：
会社名：
所在地：
処分単価：
運搬距離：
運搬経路：

・仮置き場の指定及び養生方法
場所：
養生方法：

◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

・工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

◎アスベスト除去に伴う壁・床面の養生はE－1 0 図面参照とする。

⑤ 発生材の処理等

⑦ 機材の品質等

◎本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等以上のものとする。
ただし、同等以上のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

◎下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(5)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品目	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（OW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

◎機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

◎機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

◎工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。

◎工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

・設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置箇所に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
・設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
・設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
・施設の分類、地域係数
・施設の分類（・特定の施設 ・一般の施設） ・地域係数（ ・1.0 ・0.9 ）
・重要機器
・給水機器（ ） ・排水機器（ ） ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器
・防災設備 ・監視制御装置 ・危険物貯蔵装置 ・火を使用する設備 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注）・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、
13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

・質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

・横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

◎あと施工アンカー

◎あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
（・ ）
・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
(2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐

⑧ 施工調査

9. 耐震施工

③ 他工事との工事区分

・図面に記載されていない他工事との工事区分は次表による。

	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリープ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンレン等)	○				
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口量出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁			○		
空洞部分のモルタル埋め					
縦樋(GLまで)	○				
盤、便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排水ガランリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

◎管工事及び電気工事の工事区分は、E－1 0 図面の工事区分表による。

④ 養生

●工事名

長生小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事

●縮尺

NON

●図面名

特記仕様書④

●年月

令和8年6月

設計

専 務

図面番号

E-4

阿南市富岡町トノ町1 2 番地 3

阿 南 市 役 所

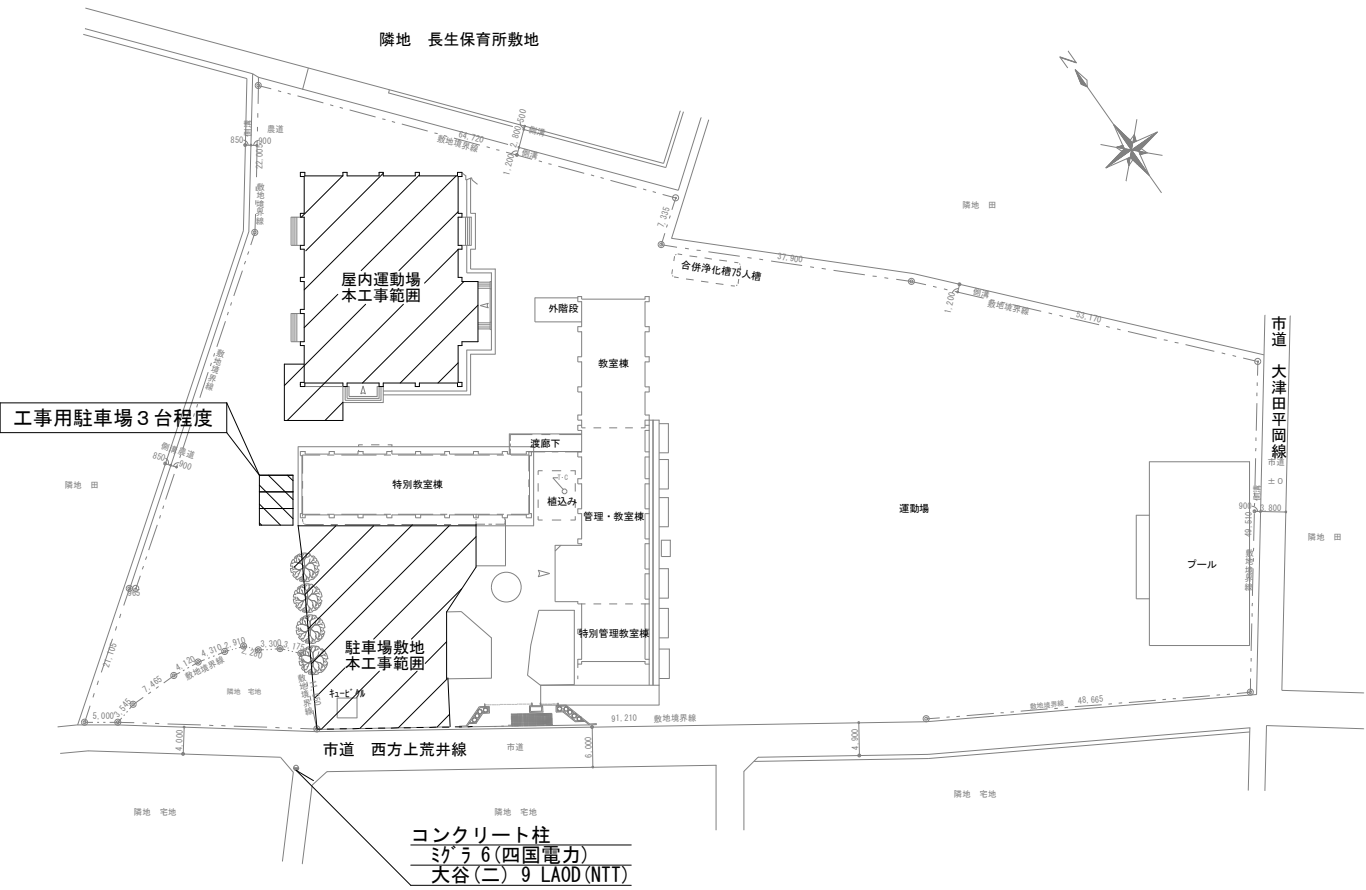
教育委員会 教育部 教育総務課

(0884) 22-3299

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																					
二 章 電 気 設 備 工 事 特 記 事 項	11. 非破壊検査	震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。 （３）屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。 ・はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。 ・施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。		12. 各種荷重計算	・風圧荷重計算書提出 対象機材（ コンクリート柱・屋外ポール灯・避雷針支持管・テレビアンテナマスト ）		13. 強度計算	・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・																																					
	⑮ 仮設工事	◎既存電気設備利用（ 出来る ） ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ） ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存機械設備利用（ 出来る ） ・ 出来ない ）、用水料金（ 有償 ） ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。 ただし、施設管理者と協議すること。 ・同用地は、（ 明示の場所 ） ・ 用意していないので業者にて・施設管理者と協議の上 ）設けること。 ・同用地に対する借地借家料を（ ）円見込んでいる。 ・交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に 一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）。 ・警備員は、延0人（屋0人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ・足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ・ 関連工事が設置するものを無償で使用できる ）。 ・外部足場（種類： ・ , 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ） ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標準仕②2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の②手すり据置方式により行うこと。 承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ・内部足場（種類： ・ , 仕様： 枚布、D= cm） ・仮囲いを設置する場合は、設置後に仮囲い点検チェックシート（任意様式）を用いて点検を行い、その記録を保管すること。また、監督員から提出を求められた場合は、すみやかに提出をすること。 ・仮囲い仕様： 設置箇所： ・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。） ◎長さ1 m以上の入線しない電線管には1.2 mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 ◎G管は溶融亜鉛メッキ（300 g／㎡以上）の物を使用とする。 ・PF管は波付一重管、タイプ-25とする。 ・高圧ケーブルの種類（EH-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。 ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ） 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調査ベイント2回塗りとする。 合成樹脂管、硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛メッキ製のものは、原則塗装を行わない。 ・屋外の金属製防水形ブルボックスは焼付塗装とする。（ステンレス製を除く。） ◎フラッシュプレートの材質は新金属製とする。 ◎屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛メッキ製とする。 ◎壁内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。 なお、屋外において直接外気に触れる場所（壁内、ブルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。 ◎削孔はダイヤモンドカッターを使用すること。なお、外壁塗装（アスベスト含有）の除去はE-9図面を参照とする。	◎カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で要差別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチング文字とする。 ◎分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。 ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。 ・分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等又はニュートラルスイッチの負荷側の近くに設ける。なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等、電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。 ◎太さ14 mm2以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。 ・ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。 ◎改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。 ◎自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。（絶縁耐圧試験及びPAS試験） ・LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。 ・非常用照明器具の照度測定は、設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。 ・明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。 照度測定時期 100%点灯時（ ・ 夜間 ・ 昼間 ） 調光制御点灯時（ ・ 夜間 ・ 昼間 ） ・スリプ材料は、原則として水密を要する箇所はつば付き鋼管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管それ以外は亜鉛めっき鋼板とする。 ・地中管路の埋設深さは0.6 m以上とし、高圧地中配線以外も地表面と管頂の中心に埋設標識シートにより埋設標示を行う。また、地表面の要所にも、埋設標（電標図参照）を敷設すること。 ◎接地極の材料は次表を基準とする。なおEBはL＝1,500 mmとする。	⑰ 機材等指定	◎高所作業に伴い、高所作業車（作業床高10m）を1日見込む。 本工事に使用する機材等は下表による。（○印のある項目について適用する） <table><tr><th>機材名</th><th>製造業者名</th></tr><tr><td>○ 電線管類・同附属品</td><td>JISマーク表示品</td></tr><tr><td>○ 電線・ケーブル</td><td>JISマーク表示品又はJIS、JCS等規格品</td></tr><tr><td>耐火・耐熱ケーブル</td><td>消防庁告示による表示品</td></tr><tr><td>○ 配線器具</td><td>JISマーク表示品又はJIS等規格品</td></tr><tr><td>開閉器箱・分電盤</td><td>パナソニック㈱、三菱電機㈱、富士電機㈱、内外電気㈱、㈱月の宮電機、日東工業㈱</td></tr><tr><td>○ 端子盤</td><td>摂陽明正㈱、香東電機㈱、テンパール工業㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱</td></tr><tr><td>各盤組込機器</td><td>東芝E1コントロールシステム㈱、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱</td></tr><tr><td>キュービクル式</td><td>富士電機㈱、摂陽明正㈱、㈱月の宮電機、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱</td></tr><tr><td>高圧受配電盤</td><td>香東電機㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱、日東工業㈱</td></tr><tr><td>高圧スイッチギヤ</td><td>富士電機㈱、㈱かわでん、四変テック㈱、摂陽明正㈱、香東電機㈱、日新電機㈱</td></tr><tr><td>CW、PW形</td><td>㈱東芝、東芝E1コントロールシステム㈱、㈱日立製作所、㈱正興電機製作所</td></tr><tr><td>照明器具</td><td>パナソニック㈱、東芝ライテック㈱、三菱電機照明㈱、日立アプライアンス㈱ 岩崎電気㈱、NECライティング㈱、シャープ㈱、㈱MARUWA SHOMEI、コイト電工㈱ ㈱ジーエス・ユアサ コーポレーション、オーデリック㈱、㈱YAMAGIWA</td></tr><tr><td>高圧限流ヒューズ</td><td>エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱</td></tr><tr><td>高圧負荷開閉器</td><td>エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱</td></tr><tr><td>（LBS）</td><td>㈱日立産機システム、大垣電機㈱</td></tr></table>	機材名	製造業者名	○ 電線管類・同附属品	JISマーク表示品	○ 電線・ケーブル	JISマーク表示品又はJIS、JCS等規格品	耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品	○ 配線器具	JISマーク表示品又はJIS等規格品	開閉器箱・分電盤	パナソニック㈱、三菱電機㈱、富士電機㈱、内外電気㈱、㈱月の宮電機、日東工業㈱	○ 端子盤	摂陽明正㈱、香東電機㈱、テンパール工業㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱	各盤組込機器	東芝E1コントロールシステム㈱、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱	キュービクル式	富士電機㈱、摂陽明正㈱、㈱月の宮電機、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱	高圧受配電盤	香東電機㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱、日東工業㈱	高圧スイッチギヤ	富士電機㈱、㈱かわでん、四変テック㈱、摂陽明正㈱、香東電機㈱、日新電機㈱	CW、PW形	㈱東芝、東芝E1コントロールシステム㈱、㈱日立製作所、㈱正興電機製作所	照明器具	パナソニック㈱、東芝ライテック㈱、三菱電機照明㈱、日立アプライアンス㈱ 岩崎電気㈱、NECライティング㈱、シャープ㈱、㈱MARUWA SHOMEI、コイト電工㈱ ㈱ジーエス・ユアサ コーポレーション、オーデリック㈱、㈱YAMAGIWA	高圧限流ヒューズ	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱	高圧負荷開閉器	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱	（LBS）	㈱日立産機システム、大垣電機㈱	⑱ その他工事	コンクリート基礎	図示（E－7図面）					
機材名	製造業者名																																												
○ 電線管類・同附属品	JISマーク表示品																																												
○ 電線・ケーブル	JISマーク表示品又はJIS、JCS等規格品																																												
耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品																																												
○ 配線器具	JISマーク表示品又はJIS等規格品																																												
開閉器箱・分電盤	パナソニック㈱、三菱電機㈱、富士電機㈱、内外電気㈱、㈱月の宮電機、日東工業㈱																																												
○ 端子盤	摂陽明正㈱、香東電機㈱、テンパール工業㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱																																												
各盤組込機器	東芝E1コントロールシステム㈱、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱																																												
キュービクル式	富士電機㈱、摂陽明正㈱、㈱月の宮電機、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱																																												
高圧受配電盤	香東電機㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱、日東工業㈱																																												
高圧スイッチギヤ	富士電機㈱、㈱かわでん、四変テック㈱、摂陽明正㈱、香東電機㈱、日新電機㈱																																												
CW、PW形	㈱東芝、東芝E1コントロールシステム㈱、㈱日立製作所、㈱正興電機製作所																																												
照明器具	パナソニック㈱、東芝ライテック㈱、三菱電機照明㈱、日立アプライアンス㈱ 岩崎電気㈱、NECライティング㈱、シャープ㈱、㈱MARUWA SHOMEI、コイト電工㈱ ㈱ジーエス・ユアサ コーポレーション、オーデリック㈱、㈱YAMAGIWA																																												
高圧限流ヒューズ	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱																																												
高圧負荷開閉器	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱																																												
（LBS）	㈱日立産機システム、大垣電機㈱																																												
	砕石地業	コンクリート基礎下の砕石はRC－30を見込む。																																											
	アスファルトカッター切り	18mを見込む																																											
	コンクリートカッター切り	1mを見込む																																											
	舗装撤去	図示（E－7図面）																																											
	コンクリート撤去	図示（E－10・12図面）																																											
	発生残土（良質土）	場内敷均し																																											
	⑰ 施行	◎接地極の埋設位置には、その近くの適切な箇所に接地極埋設標（黄銅製）を設ける。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホール等で埋設位置が明確な場合の接地埋設表は、省略することができる。 ◎機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。 ・通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。 ◎本工事の施工にあたっては、電気工事士法に基づく資格者により行うこと。 なお、電気工事士法に基づく資格と工事の範囲は次表のとおり。																																											
		<table><tr><th rowspan="2">資 格</th><th colspan="4">自家用電気工作物（最大電力500kW未満）</th><th rowspan="2">一般用電気工作物</th></tr><tr><th>右記以外</th><th>600V以下 （電線路を除く）</th><th>ネオン設備</th><th>非常用 予備発電装置</th></tr><tr><td>第一種電気工事士</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>第二種電気工事士</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>認定電気工事従事者</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>特殊電気工事資格者 （ネオン工事）</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>特殊電気工事資格者 （非常用予備発電装置）</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td></tr></table> ※ 最大電力500kW以上の自家用電気工作物については、選任されている電気主任技術者の指揮のもと、本表に準じた資格者で行う。 ・掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。 ・掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。 ・機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。	資 格	自家用電気工作物（最大電力500kW未満）				一般用電気工作物	右記以外	600V以下 （電線路を除く）	ネオン設備	非常用 予備発電装置	第一種電気工事士	○	○	×	×	○	第二種電気工事士	×	×	×	×	○	認定電気工事従事者	×	○	×	×	×	特殊電気工事資格者 （ネオン工事）	×	×	○	×	×	特殊電気工事資格者 （非常用予備発電装置）	×	×	×	○	×			
資 格	自家用電気工作物（最大電力500kW未満）				一般用電気工作物																																								
	右記以外	600V以下 （電線路を除く）	ネオン設備	非常用 予備発電装置																																									
第一種電気工事士	○	○	×	×	○																																								
第二種電気工事士	×	×	×	×	○																																								
認定電気工事従事者	×	○	×	×	×																																								
特殊電気工事資格者 （ネオン工事）	×	×	○	×	×																																								
特殊電気工事資格者 （非常用予備発電装置）	×	×	×	○	×																																								
		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 （0884）22-3299	●工事名 長生小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事 ●図面名 特記仕様書⑤	●縮尺 NON ●年月 令和8年6月	設 計  図 面 番 号 E-5																																								



附近見取図



配置図 1/800

		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 長生小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事 ●図面名 附近見取図・配置図	●縮尺 図示 ●年月 令和8年6月	設計 鳥居	図面番号 E-6

